

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほうしこうむむたいせいせいび 障害者虐待防止法施行に向けた体制整備について

1 しょう しょうがいしゃぎゃくたいそうだんまどぐち せっち 障がい者虐待相談窓口の設置

しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえんとう かん ほうりつ
「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし ほうし もと しちょうそん しょう しょうがいしゃぎゃくたい
(障害者虐待防止法)に基づき、市町村における障がい者虐待の
つうほうまどぐち けいはつ こうほうかつどう にな たいせい せいび
通報窓口や啓発・広報活動などを担う体制を整備する。

(1) そうだんまどぐち きのう 相談窓口の機能

① しょう しょうがいしゃぎゃくたい かん つうほう そうだん うけつけ 障がい者虐待に関する通報や相談の受付

く いたく そうだん しえん じぎょうしょ うけつけまどぐち にな
⇒区や委託相談支援事業所とともに受付窓口を担う。

けんり ようご かん せんもんち しき い そうだんたいおう
⇒権利擁護に関する専門知識を生かした相談対応

(※ つうほううけつけご く じじつかくにん しえん
通報受付後は区につなぎ、その後の事実確認や支援について
は、区を中心として実施する。)

② く ぎゃくたいたいおう きょうりよく 区における虐待対応への協力

ぎゃくたいつうほう うけつけ じあん たい ひつよう おう く かいさい
虐待通報の受付をした事案に対し、必要に応じ区で開催するケ
ーす検討会議に参加するなど、支援への協力をを行う。

③ こうほう けいはつ 広報・啓発

でまえ こうざ たさまざま きかい かつよう ぎゃくたいよぼう
セミナーや出前講座、その他様々な機会を活用し、虐待予防や
そうきはっけん こうほう けいはつかつどう じっし
早期発見のための広報・啓発活動を実施

④ じんざいいくせい 人材育成

ぎゃくたいぼうし たすさ もの たい けんしゅうとう じっし
虐待防止に携わる者に対する研修等の実施

⑤ ぎゃくたいぼうし かいぎ うんえい かんり じむきょく 虐待防止ネットワーク会議の運営・管理（事務局）

(2) せっち じ き 設置時期

へいせい ねん がつかいせつ
平成24年10月開設。

(3) 設置場所

札幌市社会福祉協議会へ委託

(中央区大通西19丁目札幌市社会福祉総合センター内)。

市社協に委託している「障がい者あんしん相談」の機能強化を図るとともに、「高齢者虐待相談」などと連携を図る。

(4) 運営体制

① 業務時間

平日9:00～19:00

② 人員体制

専門相談員、カウンセラー各1名の2名体制により運営。

2 夜間・休日の対応及び居室の確保

(1) 夜間・休日虐待通報等受付窓口の設置

障がい者虐待相談窓口及び区役所の業務時間外において、虐待通報等の受付を行う。

(2) 緊急一時保護事業

緊急一時保護を要する障がい者虐待が発生した場合に、区役所からの要請により、入所施設等のネットワークを活用し、虐待を受けた障がい者の一時保護のための受入先を調整・確保する。

⇒上記(1)(2)併せて委託予定
(入所施設等への委託を想定)